

平成 30 年度県民投票広報事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

平成 30 年度県民投票広報事業委託業務

2 事業の目的

沖縄県では、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立てに対し県民の意思を的確に反映させることを目的に県民投票を行う。

本業務は、その県民投票の内容や意義、投票方法等を、県民に向けて広く且つ効果的に周知することで、県民の投票への参画意識を高め、県民に投票を促すことを目的とする。

3 業務期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

4 委託料上限額 132,840,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 委託業務の概要

- (1) 「県民投票」に関する広報の実施
- (2) 「県民投票」に関する啓発イベント等の実施
- (3) その他、独自提案事業
- (4) 実施計画書、事業報告書等作成

6 業務の工程等

本業務公募段階において投票期日は未定であるが、広報期間を2ヶ月と想定して企画提案を行うこと。

7 業務提案について

- (1) 内容は公正中立な立場を堅持すること。
- (2) 「県民投票」の意義、内容、方法等を県民に向けて広く且つ効果的に周知し、投票への理解を高め、投票意欲を促す広報企画提案とすること。
- (3) 投票への参画意識を高める啓発イベント企画を提案すること。
- (4) 問題解決に向けた独自提案等

8 委託業務仕様（企画提案）

次の（1）～（4）内容を満たす企画を提案すること。

- (1) メディアの活用
 - ・具体的内容について沖縄県と協議をして実施するものとする。
 - ① TVCM制作・放送
 - ② ラジオCM制作・放送

③新聞広告掲載（原稿データ作成、掲載）

- ・掲載時期、回数などは提案によるが、投票日当日は県内全紙にて広告を行うこと。

④デジタル広告掲載

（ア）「県民投票」特設WEBサイト開設、運営

（イ）検索エンジン等デジタル広告（Yahoo!、Google等）

（ウ）SNS等を活用した広報

- ・県民投票の情報や投票促進に繋がる情報について、随時更新を行うこと。
- ・委託期間終了後、沖縄県ホームページへ移行し、継続公開出来るよう、必要に応じてデータ編集作業等を実施すること。

⑤その他広報企画の提案

（2）印刷物の作成・配布

- ・原稿の作成にあたっては、県民投票の期日や方法、意義その他の情報が県民に広く周知を図るような内容とし、わかりやすい構成にすること（概ね中高生が理解できる水準）。
- ・県民投票への意欲を高めるような啓発標語を作り、載せること。
- ・具体的に記載する内容については、沖縄県と協議をして決定するものとする。
- ・県内向けの広報については、県民・県内企業等をターゲットとして、配布方法、配布先等について企画・実施すること。

①パンフレット、チラシ等の作成・配布

②ポスターの作成・配布

③のぼり、懸垂幕等を作成・配布（41市町村、県庁舎5箇所への配布を想定）

④その他提案

例：新聞折り込みチラシ作成・配布、広報・啓発用ノベルティ等の企画等

（3）啓発・広報企画の実施

- ・県民への効果的な周知、投票への啓発に向けた独自の広報プランを企画、実施すること。

①「県民投票」スタートアップイベントを企画し実施すること。

②啓発・広報イベント（南部、中部、北部、宮古、石垣にて各1回程度開催）

- ・地域イベントとの連携等も検討すること。

（4）その他、上記（1）～（3）に加え独自の広報・啓発企画を提案してもよい。

- ・障害者への広報、投票啓発の検討等

（5）実施計画書、実績報告書、支払報告の作成

- ・上記に係る実施計画書の作成（1部）
- ・全ての成果物の提供（作成データも含む）
- ・上記に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
- ・上記に係る事業報告書（日本語A430ページ程度くるみ製本3部及び電子データ一式）

6 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※ 契約の主たる部分

- ① 契約金額の 50 % を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲について

本業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

- 再委託により履行することのできる業務の範囲
 - ・各種メディアプロモーション
 - ・広報ツール製作
 - ・イベント会場の設営又は運営
 - ・WEB サイト運用管理の一部
 - ・広報誌配布に係る業務
 - ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- その他、簡易な業務
 - ・資料の収集・整理
 - ・複写・印刷・製本
 - ・原稿・データの入力及び集計
 - ・イベント会場の設営又は運営（ただし、契約額が 100 万円未満のものに限る。）
 - ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託調査にあたり、第三者の著作

権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

8 提案にあたっての留意事項

- ・ 1 事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は、1 共同企業体）あたり 1 提案とする。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・ 委託候補事業者として選定された場合であっても、当該事業者が提出した企画提案書の内容全ての実施を保証するものではない。
- ・ 本仕様書の記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- ・ 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。
- ・ 実績報告書の内容や経費の確認を行い、請負額の精算を行うものとする。

(以上)